

共儀無據儀を申立、申分に及び、甚不届至極与御咎、今更申譯無御座、奉迷惑旨申候事。

辛亥七月

右は寛政三年公事場に於て、争論の趣取札有之口書也。此時加州郡奉行の詮議書に、非人頭者、前々より藤内頭共より相撰役儀申付、勤向之儀夫々藤内頭より申渡、暨非人頭居屋敷も郡奉行へ藤内頭より相願、夫々相渡置候儀、別紙に有之通何茂役儀に付ての儀、役支配は藤内頭に相違無之哉。人支配の儀は、非人頭にも限らず、非人・藤内共、其身變死 故障或は火災等にて救米など賜はる節、往古より其領付村肝煎より引請に致し、裁許の十村へ相願ひ、其所の奉行所取捌ひ來れり。されば、人支配は、非人頭・非人・藤内共、其領付村肝煎の支配に相違無之。元來藤内頭三右衛門・仁藏儀は、加越能三州藤内非人の惣頭にて、都て人非に付ての儀は、三右衛門・仁藏兩人支配致し縮方仕儀なり。其人に付ての儀は、其所の奉行支配致す儀也。既に三右衛門・仁藏兩人連も、十村直支配の者にてもなく、其領付村肝煎支配致したり。非人頭共、藤内頭の支配にて無之と申募

る儀は、小松・宮腰等其所の奉行より平人を非人頭と云ふ名目に立置き、支配所切の縮方申渡儀有之に付、淺野中嶋及び笠舞の非人頭共も右の振に相成り、平人交り可致との巧みより事起り、争論出來と察せられたり。淺野中嶋・笠舞の非人頭共は、累年非人に罷成居候者の中より非人頭に藤内頭より取立て、往古より夫々縮方致し來る人非の者に相違無之。又加越能三州藤内肝煎は、藤内頭共より相立來る間、往古より藤内頭共より縮方致し、非人頭共も、以來は右藤内肝煎と同じく、藤内頭共より支配致す事に仰渡され、人支配は領付村肝煎、役向の儀は勿論、人非に付ての支配は、以來藤内頭支配致しけるよし、此の度はきと相極り候て、此の以後彼は申分出來致間敷縮方の爲にも可然哉。是までは非人頭共、全く藤内頭支配と申儀はきと不_レ相定ゆゑ、平人札持乞食に相成、取立人有之重ねて平人に立戻りける處、自今全く藤内頭支配に相極候ては、札持乞食之指障も有之哉之旨。此儀非人頭共全く藤内頭支配に被仰渡ても指障儀無之。其謂は平人札持乞食に相成とて、人非に落入にても無之、零落より非人に相成迄の事なれ

ば、是迄の通其身一代取立人有之出世致し候ても敢て指障間敷、自今以後非人頭役支配并人非に付ての支配は藤内頭共支配に被仰渡、人に付ての支配は往古より有來之通り領付村肝煎支配に被仰渡、指障之儀無之と奉存。と、寛政三年九月加州郡奉行水原五左衛門・恒川七兵衛より執政席へ書出したり。其の書面等は柳原の條に載せたり。

○川下牢屋跡

此の牢屋は、藤内頭仁藏の邸地内にあり。故に仁藏の牢と呼べり。此の獄屋は、金澤盜賊改方奉行の所轄にて、盜賊改方所の手合にて捕縛せし盜賊共をば、仁藏・三右衛門へ指預け置くに付ての牢屋也。故に牢番及び賄方等も彼手下共に申付け、賄等の入費は、追つて公事場より渡る規則なりといへり。按ずるに、元祿四年二月廿二日加越能三州に盜賊改役初めて一人宛命ぜられ、加州は加藤十左衛門重久也。此の時牢屋出來せしか。又金澤町會所にて捕縛の盜賊に斬刑を加ふる處分方も、藤内頭の手下に申付くる例なりけり。

於町會所斬罪申付候節、首討等之儀、藤内共御用無手搦

相勤候様、當秋申渡、委曲請紙面被取置段承届。其砌御手前共迄藤内頭仁藏願紙面遂披見、願之通是又承届。僉議の上今年より永々鳥目毎歲二拾貫文宛行置候條、先達而請紙面之通、嚴重に相心得候様、可被申付者也。

寛保元年十二月廿日

町會所 印

森川政右衛門殿

笹田彌三右衛門殿

森庄右衛門殿

○鍋之鉉

従前は仁藏・三右衛門の宅地の尻地より、大豆田組地の尻地へかけ、悉く声原にて不毛の荒地也。其の地形折曲りけるゆゑ、俗に鍋のつると呼べり。昔犀川きれ込みたる川跡なりといへり。然るに追々耕田に開墾し、或は藤内共の宅地とせしかど、明治七年七月七日の洪水に此の地邊より再び犀川きれ込み、悉く河原と成りけるを、追々田地となし、今は鍋のつるの遺狀絶えたりけり。

○鍋之鉉傳話

此の地は、金澤市中にて螢の名所となし、毎年の夏季には、